

# 福岡市電線共同溝管理規程

(目的)

## 第1条

この規程は、福岡市長（以下「道路管理者」という。）が管理する電線共同溝に関し、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年3月23日法律第39号、以下「法」という。）第18条の規定に基づき、その構造の保全及び管理費用の負担に関する事項、電線共同溝に敷設する収容物件の管理に関する事項、その他電線共同溝の管理に関する必要な事項を定め、もって電線共同溝の安全かつ円滑な管理運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程における用語の定義は、それぞれ次の各号に掲げるところによるものとする。

- 一 「電線共同溝」とは、電線の設置及び管理を行う二以上の者の電線を収容するため道路管理者が道路の地下に設ける施設をいう。
- 二 「道路設備」とは、道路管理者が道路の施設として電線共同溝に敷設する電線、通信線及び取付け金具等をいう。
- 三 「占用物件」とは、電線共同溝に敷設する道路設備以外のものをいう。
- 四 「附帯設備」とは、占用物件に附帯して、電線共同溝に設置する受金物等の施設をいう。
- 五 「占用者」とは、前号の占用物件の敷設に関して道路管理者から法第10条に基づく許可を受けた者をいう。
- 六 「収容物件」とは、道路設備及び占用物件をいう。
- 七 「占用工事」とは、占用物件に係る工事をいう。

(管理区分)

第3条 電線共同溝及び道路設備は道路管理者が、占用物件及び附帯設備は占用者がそれぞれ管理し、当該施設及び設備に係る電線管理者と調整を十分に行い管理しなければならない。

(台帳の作成及び保管)

第4条 道路管理者は、円滑な管理運営を図るため電線共同溝管理台帳（以下「台帳」という。）を作成し、保管するものとする。

台帳に記入すべき事項は次のとおりとする。

- 一 電線共同溝の位置、規模及び構造
  - 二 収容物件の敷設状況
  - 三 収容物件の種類、敷設工事着手年月日及び完了年月日
  - 四 収容物件の管理者名、連絡先
  - 五 その他必要事項
- 2 占用者は台帳を閲覧することができる。
  - 3 道路管理者は、自己に起因して台帳の内容に変更が生じたときには、速やかに台帳を変更するものとする。又、占用者に関係のあるものについては、すみやかに占用者にその旨通知するものとする。
  - 4 占用者は、自己に起因して台帳の内容に変更が生じたときには、すみやかにその内容を道路管理者に届け出なければならない。
  - 5 前項により届出を受けた道路管理者は、届出を受けた内容を審査のうえ、自ら保有する台帳の変更を行うものとする。又、他の占用者に関係のあるものについては、その旨すみやかに通知するものとする。

(収容物件の明示)

第5条 道路管理者及び占有者は、収容物件に管理者名又はシンボルマーク、敷設年、電圧（電気事業法の規定に基づいて設ける電線に限る）等を明示する。

(工事の承認)

第6条 占有者は、電線共同溝入線後に撤去又は電線の入替等の占用工事を施行しようとするときには、電線共同溝占用工事施行承認申請書（様式－1）を道路管理者に提出し、その承認を受けなければならない。

(工事の施行)

第7条 道路管理者は、道路法第24条に係る工事及び占有者以外が行う道路法第32条に係る工事（以下「道路法第24条工事等」という。）の施行により、電線共同溝又は占用物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、道路法第24条工事等を施行する者に必要な措置を講じさせなければならない。

2 道路管理者が電線共同溝内において工事を施行する場合、他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、事前にその収容物件の管理者と協議し、必要に応じてその立ち合いを求めるものとする。

3 占有者は、占用工事等の際に電線共同溝の構造及び他の収容物件に影響を及ぼさないために必要な措置を講じなければならない。

4 占有者は、占用工事等が他の収容物件に影響を及ぼすおそれがあるときは、その収容物件の管理者と協議し、必要に応じてその立会をを求めるものとする。

5 占有者は、占用工事等に伴い附帯設備の設置等が必要となった場合は、道路管理者と協議するものとする。

6 占有者は、承認を得た工事等が完了したときには、道路管理者に電線共同溝占用工事完了届（様式－2）を提出しなければならない。

(電線共同溝への入溝)

第8条 占用物件の保守管理等を行うために占有者が電線共同溝に入溝する場合で工事を伴わない場合は、占有者は道路管理者に電線共同溝入溝届（様式－3）を提出し、その受領確認を受けなければならない。

2 緊急を要する場合にいたっては、占有者は当該電線共同溝の存する区間を管轄する区役所に連絡し、その指示に従って入溝できるものとし、事後すみやかに電線共同溝入溝報告書（様式－4）を提出し、作業内容の確認を受けなければならない。

(自らが直接工事、作業を行わない場合の責務)

第9条 道路管理者及び占有者は、電線共同溝内で行う工事等を請負等により施行させる場合は、当該工事等を道路管理者又は占有者に代わって行う者（以下「請負者等」という。）に次の事項を遵守するよう徹底しなければならない。

一 本規程及び本規程に基づき定められた細則（以下「規程等」という。）のうち入溝手続き、事故防止に係る規程を熟知し遵守すること。

二 工事等を行うときは、規程等の写しを携行すること。占用に係る工事であるときは、当該工事等に係る占用の許可書等の写しも携行すること。

三 緊急時の連絡体制を確立すること。

2 道路管理者及び占有者は、請負者等の行う工事等について適切な監督を行い、電線共同溝及び収容物件の構造の保全と事故防止に努めなければならない。

3 電線共同溝内で行う工事等を請負等により施行させる場合の請負者等の義務は、規程等に定める道路管理者又は占有者の義務を準用するものとする。

(点検及び通報の義務)

第10条 道路管理者及び占有者は、必要に応じ巡視又は点検を行い、自己の管理する施設を常時良好な状態に保持するよう努めなければならない。

2 道路管理者及び占有者は、巡視や点検の際に電線共同溝や収容物件等に異常を発見した場合、又は工事等の際に電線共同溝や収容物件等を損傷した場合は、直ちに関係者に通報するとともに、収容物件の保持に必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の場合、当該物件占有者は措置完了後、直ちに道路管理者に事故報告書(様式-5)を提出しなければならない。

(費用の負担)

第11条 電線共同溝の管理に要する費用については、次の各項に定めるところにより負担するものとする。

電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に要する費用は当該工事等に直接必要な工事費、附帯工事費、測量設計費、補償費の合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占有者がそれぞれ負担するものとする。

事後入溝の占有者の場合は、上記電線共同溝の建設に要した額は「占有負担金」として算出する。

ただし、道路管理者は、この規程によることができない場合は又は著しく公平を欠くと認める場合には、占有者の意見を聴取し、別に占有者が負担する額を定めることができる。

2 前項により算出した占有者の負担額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 道路管理者及び占有者は、電線共同溝及び収容物件等に損害を与えた場合の復旧費は、第1項の規程にかかわらずその原因者の負担とする。

4 電線共同溝完成後の新たな占有許可を除き特定の占有者の必要により生じた電線共同溝及び収容物件の改築及び移設等に要する一切の費用は、第1項の規程にかかわらずその原因者の負担とする。また、第三者の要請により電線共同溝及び収容物件の改築及び移設を行う場合の費用は原則として第三者負担とする。ただし、真にやむを得ない場合は、電線共同溝及び道路設備に関するものは道路管理者の負担とし、占有物件及び附帯設備に関するものは占有者の負担を原則とする。

5 占有者は第1項により負担する額並びに「道路整備特別会計における附帯工事事務取扱要綱」に基づき算出する船舶及び機械器具費、営繕宿舍費及び事務費の合計額(以下「負担金」という。)を負担するものとする。

6 占有者は、道路管理者の発する費用負担命令に基づき福岡市が発行する納入通知書により、負担金を納入するものとする。

7 道路管理者は、負担金の徴収に際しては事前に占有者と協議するものとする。

8 道路管理者が徴収する負担金は毎会計年度末に精算するものとする。

ただし、改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の工事で完了の都度精算できるものについては、その都度精算する事ができる。

(損害又は紛争の処理)

第12条 収容物件の設置、管理の瑕疵又は工事等に起因して第三者(道路管理者及び占有者を含む。)に損害を与え、又は第三者と紛争が生じた場合においては、当該原因者の責任において解決しなければならない。ただし、地上機器の移設要請等があった場合の対応は、道路管理者と占有者は協力して問題解決にあたるものとする。

(関係法令の順守)

第13条 道路管理者及び占有者は、前各条の規程により作業等を実施しようとする場合は、本規程によるほか関連法令等を遵守しなければならない。

(道路管理者への届出等)

第 14 条 この規程の定めによる道路管理者への承認、申請、報告等は、所定の様式により行うものとする。

(保安細則)

第 15 条 道路管理者は、保安、防災上特に必要な事項について、電線共同溝に関する保安細則を定めることができる。

(規程に関する義務等)

第 16 条 この規程に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合には、道路管理者と占有者が協議するものとする。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

電線共同溝占用工事施行承認申請書

令和 第 年 月 号 日

福岡市 ○○区長 様

占用者名  
担当者  
TEL

占用物件に係る下記の工事を施行したいので、福岡市電線共同溝管理規程第6条に基づき下記のとおり申請します。

目 的		
路 線 名		
場 所		
工 事 期 間		
工 事 名		
監督責任者		
入溝責任者	会 社 名	
	住 所	
	氏 名	
入溝総人数	名	
火 気 使 用	(1) あり 防火責任者「	」 (2) なし
工 事 内 容		
規 模 数 量		
添付図面等		

○添付図面等: 工事の概要を示す書類, 図面を必要に応じ添付すること。

○第4期以降の引込管路部の占用申請(※ただし, 特殊部の削孔を行うものは除く)は不要とする。

電線共同溝占用工事施行承認書

上記申請について, 下記条件を付して, これを承認する。

記

1. 当該電線共同溝管理規程及び保安細則を遵守すること。
2. 事故等異常が発生したときには, 速やかに別途の緊急連絡系統図により電線共同溝管理者及び関係者へ連絡すること。

第 号  
令和 年 月 日

## 電線共同溝占用工事完了届

第 号  
令和 年 月 日

福岡市 ○○区長 様

占有者名  
担当者  
T E L

令和 年 月 日付け 第 号で承認を受けた占有物件に係る工事が完了したので、  
下記のとおり届けます。

### 記

1. 目的

2. 工事名

3. 場所

4. 工事内容

5. 工事期間 令和 年 月 日 着手  
令和 年 月 日 完了

6. その他

## 電線共同溝入溝届

令和 年 月 日

福岡市 ○○区長 様

会社名  
住 所  
氏 名  
T E L

下記のとおり電線共同溝に入溝したいので福岡市電線共同溝管理規程第8条に基づき届けます。

### 記

1.入溝箇所 路線名 (電線共同溝名 )  
場 所 自: 至:

2.入溝目的

3.期 間 令和 年 月 日 時 分から  
令和 年 月 日 時 分から

4.入溝者等 監督責任者  
入溝責任者  
会社名  
住 所  
氏 名  
T E L  
入溝総人数 名

5.火気使用 (1) あり 「防火責任者 名」  
(2) なし

## 電線共同溝入溝報告書

令和 年 月 日

福岡市 ○○区長 様

会社名

住 所

氏 名

T E L

令和 年 月 日 時 分に緊急連絡を行い、下記電線共同溝に入溝したので、  
福岡市電線共同溝管理規程第8条に基づき報告します。

### 記

1. 入溝箇所 路線名  
場 所
2. 入溝目的 (1)目 的  
(2)異常の内容  
(3)措置の内容
3. 期 間 令和 年 月 日 時 分から  
令和 年 月 日 時 分まで
4. 入溝者等 監督責任者  
入溝責任者  
会社名  
住 所  
氏 名  
T E L  
入溝総人数 名
5. 火気使用 (1) あり 「防火責任者」  
(2) なし

様式-5

# 事 故 報 告 書

令和 第 年 月 日 号

福岡市 ○○区長 様

住 所  
占有者名  
担当者  
TEL

下記のとおり報告します。

路 線 名 ・ 箇 所	路線名:	場所:
事 故 発 生 日 時	令和 年 月 日 時 分	
事 故 処 理 終 了 日 時	令和 年 月 日 時 分	
他 の 占 用 者 へ の 影 響	なし・あり (TEL )	他 の 占 用 者 へ の 連 絡 済 ・ 未
事 故 処 理 に 携 わ っ た 責 任 者		TEL
報 告 書 作 成 者		TEL
事 故 の 状 況		
処 理 の 方 法		
そ の 他		
添 付 書 類		